

事業名	身体障害者総合介護費		
細事業名	在宅重度心身障害者居室整備費補助金	財務コード	080504
担当部課室	福祉保健 部 障害福祉 課 企画推進	担当 (内線)	3207

事業の概要

実施期間	始期 S51 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	補助(在宅重度心身障害者)		
事業の目的	だれ(何)を対象に 在宅重度心身障害者及びその介護を行う同居者	その対象をどのような状態にして 障害者の専用居室及び浴室便所等が整備され、在宅での日常生活環境が改善し、同居者の介護による負担が軽減されている	結果、何に結びつけるのか 障害者福祉の向上
	在宅心身障害者の日常生活環境の改善、同居者の介護の軽減を図るための住宅改造工事にに対し助成する。 ・対象者: 肢体不自由による身体障害者手帳1級又は2級、あるいは療育手帳Aの所有者で、年齢18歳以上で日常生活において常時介護を要する者。ただし、前年度分の所得税額287,500円以下の世帯。 ・補助対象: 障害者の専用居室及び浴室便所等の改造、増改築工事(工事延べ床面積 50平方メートル未満) ・補助対象基本額: 200万円まで ・補助率: 60万円以下の額 所得税・市町村民税の課税状況により 10/10 ~ 5/10 60万円を超え200万円までの額 5/10		
事業の内容主にH26年度			
根拠法令等	山梨県在宅重度心身障害者居室整備費補助金交付要綱		

事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と目標の実現度	25年度		26年度		27年度	28年度	事業目標の考え方
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値		
活動指標	補助金交付者数	10	15	10	10	10	目標設定の考え方 過去の実績数値(H23~25の平均) H23:20件、H24:14件、H25:10件
	活動指標達成率 (実績値/目標値)	66.7 %					データの出典等 過去の実績数値
成果指標	成果指標達成率 (実績値/目標値)	%					目標設定の考え方 データの出典等
	決算額又は予算額 (千円) うち一財額	6,118	5,806	8,805	8,204	8,204	成果指標によらない成果
所要時間(直接分)	110 時間	110 時間	110 時間	110 時間	110 時間	在宅重度心身障害者の専用居室及び浴室、便所等の整備により、障害者の生活環境が改善されるとともに、同居者の介護が軽減されている。	
所要時間(間接分)	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間		
所要時間計	110 時間	110 時間	110 時間	110 時間	110 時間		
人件費コスト単位:千円 (@2,048円×所要時間)	225	225	225	225	225		

これまでの事業の見直し・改善状況

平成6年度から60歳以上の者も対象とし、台所、天井走行リフト、キッチンセットを補助対象として追加

活動量と成果の判断(平成26年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか (「活動指標の達成率」等から事業の活動量を判断)		
数値判定	活動量に係る一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 数値判定と一次評価が異なる場合等に記載すること
H26年度活動指標の達成率		
c	c	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上) b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満) c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)
d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)

(2) 事業は意図した成果を上げているか (「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)		
数値判定	成果に係る一次評価	成果に係る一次評価の考え方 必ず記載すること
H26年度成果指標の達成率		H22及びH23に申請件数は増加しているが、平均して15件程度の申請件数があり、在宅心身障害者の日常生活の改善や家族の介護の負担を軽減し、障害者の在宅生活の維持・向上に寄与している。
	b	申請件数 H20:12件 H21:15件 H22:24件 H23:20件 H24:14件 H25:10件 H26:10件

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上) b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満) c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満) d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)

見直しの必要性(平成28年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部局評価結果)		
見直しの必要性	説 明	以外の判断項目
有	障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現を達成するためには、日常生活の様々な障壁を除去することが必要であり、同居者の協力は不可欠である。当該補助制度は、障害者の日常生活の改善や同居者の負担の軽減により障害者の社会参加の促進を図り、障害者福祉の向上を目的としており、補助制度の浸透をより一層図るため、市町村・関係団体等へのチラシの配布やHPでの周知等を行う。	m

・「以外の判断項目」の欄
a: 目的の達成 b: 新たな課題への対応 c: 対象の変化 d: ニーズの変化 e: 法律・制度の改正 f: 民間等実施 g: 市町村等へ移管 h: 外部委託
i: 経費節減 j: 類似事業と統合・連携 k: 所要時間の縮減 l: プロセスの改善 m: その他

二次評価(担当部局再評価結果) 行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価		
見直しの必要性	説 明	以外の判断項目

・「以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする

見直しの方角(平成28年度当初予算等での対応状況)

見直しの方角	具体的な実施計画等 「見直しの必要性」と「見直しの方角」が異なる場合は、その理由も記載すること
実施方法の変更等	補助制度の浸透をより一層図るため、市町村・関係団体・相談支援事業所・障害者サービス事業者等に対して説明会等を行うことにより周知等を行う。 平成28年度当初予算積算の考え方は例年どおり。

・見直しの方角は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること
・見直しがない場合は「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること